

## 「設計製図の試験」において使用が認められる平行定規と型板について

### 注 意

使用が認められる **平行定規** 及び **型板（テンプレート）** 以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意して下さい。

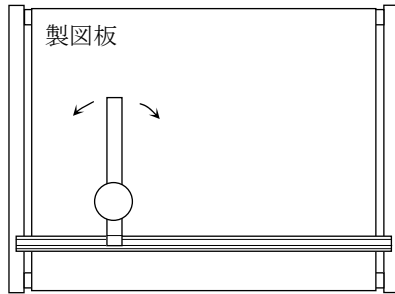
## 平 行 定 規

### ○使用が認められるもの

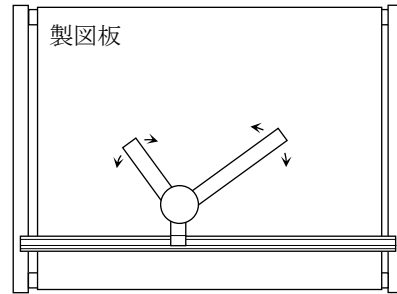
1. 平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る。
2. 製図板は、大きさが 45 cm×60 cm 程度（A 2 用）のものまでとする。（平行定規の装着部分を含めた大きさは、製図板の 1 割程度大きいものまでとする。）  
なお、傾斜用の軽易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は 30 度以下とする。

### ×使用が認められないもの

1. 垂直線又は角度線を引くための定規が装着されているもの

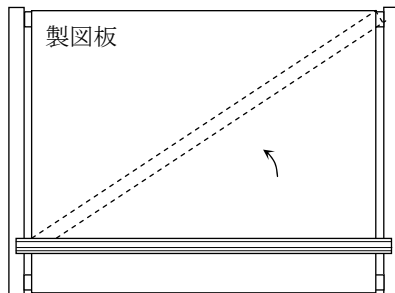


(例 1) ×

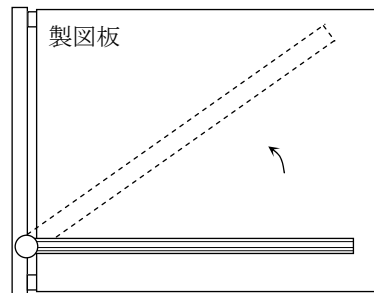


(例 2) ×

2. 水平線を引くための定規が自由に傾斜するもの  
(ただし、自由に傾斜しないように固定して、水平に保ったまま使用する場合に限って可)

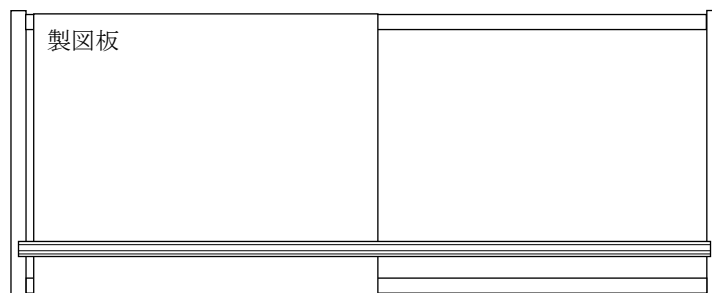


(例 3) ×



(例 4) ×

3. 他の受験者の妨げになるおそれのあるもの



(例 5) ×

# テンプレート

## ○使用が認められるもの

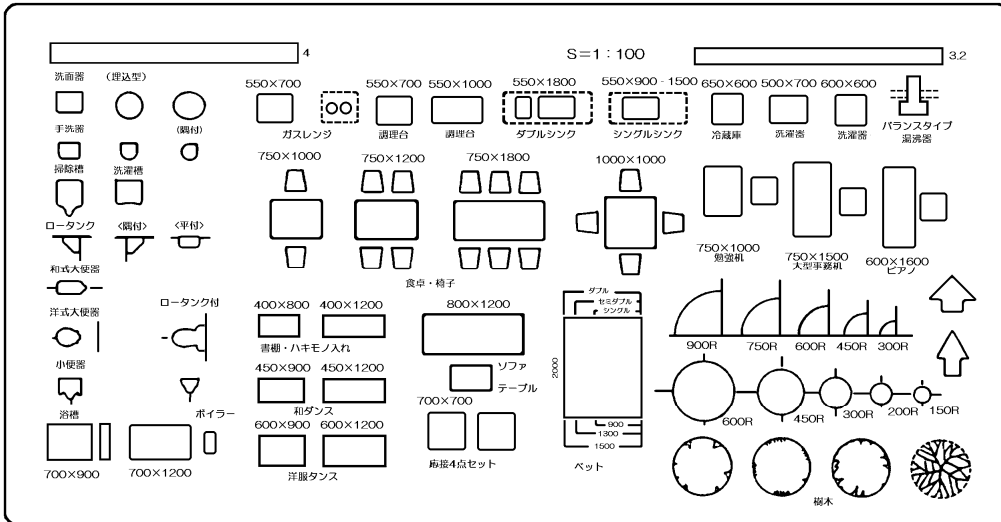
円、だ円、正三角形、正方形及び文字を描くための型板

※なお、目印としてマークしたり、シールを貼ったテンプレートの使用は認めません。

## ×使用が認められないもの

1. 家具、衛生機器、建築部位、建築設備を描くための型板

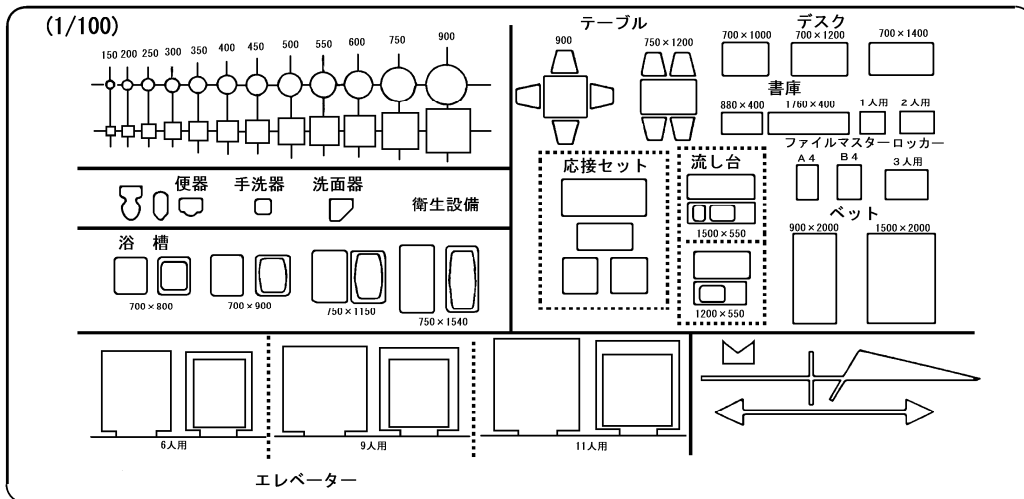
(例) ×



2. 円、だ円、正三角形及び正方形（以下「認められる図形」という。）を組み合わせ、あらかじめ、上記1に掲げる図を描くために作成されたと思われるものや、認められる図形が、同じ大きさ及び間隔で配置されている等、製図の作業性を高めるもの

3. 認められる図形及び文字を描くための型板と、上記1、2が一体となったもの

(例) ×



4. 尺貫法にもとづく目盛りがついたもの

5. 点線・破線等を引くことができる型板（点線スケール）

(例) ×

